

昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部研究倫理規範

前文

昭和音楽大学及び昭和音楽大学短期大学部（以下、「本学」という。）は、文化の向上と社会の福祉に寄与するために、其々の研究者が多様な研究活動を行っている。

本学における学術研究は、社会から負託されている公共的かつ公益的なものであることを踏まえ、研究の成果はもとより、そのプロセスにおいて、社会からの信頼に応えるものでなければならない。

本学は、研究活動における社会的責任を果たすために、研究者の研究倫理に関する規範をここに定める。

（目的）

第1条 この規範は、本学における研究が、社会的規範に合致して行われるとともに、その信頼性を確保し、もって研究者の研究倫理の確立に資することを目的とする。

（研究の定義）

第2条 この規範に定める「研究」とは、研究者個人が行う個人研究の外、学内の共同研究、本学が主体となって行う研究プロジェクトによる研究等をいう。

2 「研究者」とは、本学の基幹教員、非常勤講師、研究員、学生、共同研究者その他の本学において研究等の業務に従事する全ての者をいう。

3 ここでいう研究とは、研究計画の立案、実施、成果発表等一連の行為、またはそれに関連するすべての行為をいう。

（研究者の基本行動）

第3条 研究者は、研究に際して、法令はもとより、本学が定める諸規程等を遵守しなければならない。

2 研究者は、研究に携わるすべての者に対して、基本的人権の尊重等他者への配慮に努めなければならない。

3 研究者は、学生が研究活動に携わる場合は、学生が不利益を被らないように配慮しなければならない。

4 研究者は、自己の研究について、必要に応じて本学に報告するとともに、説明を求められた時は、これに応じなければならない。

5 研究者は、研究成果を社会に還元するために、発表する機会を設けるように努めるものとする。

（情報・データの収集、管理）

第4条 研究者は、研究に必要な情報・データの収集に際して、社会的規範に則って適切な方法で行わなければならない。

- 2 研究者は、収集した情報・データを適切な措置を講じて管理し、研究資料を当該論文等の発表から 10 年間、試料や標本などの有体物を 5 年間保存し、必要な場合は開示しなければならない。
- 3 研究者は、収集した情報・データを廃棄する場合、適切な方法によりこれを行うものとする。

(インフォームド・コンセント)

第 5 条 研究者は、個人の情報、データの提供を受ける場合は、研究の背景・目的・意義、使用の範囲、個人情報の取扱い等について、提供者に十分な説明を行った上で、同意を得なければならない。

(個人情報の保護)

第 6 条 研究者は、研究のために収集した個人の情報・データについて、個人を特定できるものは、学内外を問わず他に洩らしてはならない。

(研究成果発表の規範)

- 第 7 条 研究者は、研究成果の発表に際して、他の知的財産権等を侵害してはならない。
- 2 研究者は、研究上の不正行為が、本学に対する社会の信頼を損ねる行為となることを十分に認識して、盗用、捏造、改ざん等の不正行為を絶対に行ってはならない。
 - 3 研究者は、前項の他著作権の侵害、不適切な引用・利用等を伴う恐れのある研究成果の発表について、事前に調査確認するなど十分に注意する義務を負うものとする。

(研究費の適正使用)

- 第 8 条 研究者は、研究費が学生の納付金、国・地方公共団体からの補助金等によって賄われていることに留意して、研究費の適正な使用に努めなければならない。
- 2 研究者は、研究費を本来の目的以外に使用してはならない。
 - 3 研究者は、研究費の使用に際して法令の遵守はもとより、本学の経理規程、研究費に関する規程等諸規程を遵守しなければならない。
 - 4 研究者は、物品の調達等に際して、より合理的かつ経済的な方法により、これを行うものとする。
 - 5 研究者は、研究費使用に伴う領収書等の証拠書類を管理し、必要に応じて提出するものとする。

(評価の規範)

第 9 条 研究者は、論文の査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績評価に関わる時は、評価基準、審査基準等に従って自己の信念により行うものとし、被評価者

に対する予断や偏見によってこれを行ってはならない。

- 2 研究者は、業績評価を行うに際して知りえた情報について、これを不正に利用することや、漏えいしてはならない。

(責任体制)

第10条 本学における研究倫理の責任者は大学学長及び短大学長（以下、「学長」という。）とする。

- 2 学長は、研究倫理の維持改善が行われるよう体制の整備を行うものとする。

- 3 学長は、研究費が適正に運営・管理されるよう統括するものとする。

- 4 本学に研究倫理教育に関する責任者を置き、研究倫理委員会委員長をもって充てる。

- 5 研究倫理教育は、研究倫理教育責任者が指名した者が行う。

(本学の責務)

第11条 本学は、研究者の倫理意識を高めるために必要な啓発活動および教育を定期的に行う。

- 2 研究に関する不正行為、不当な扱い等の苦情があった場合は、その苦情や相談の申し立てのための窓口を、総務部総務課に置く。

- 3 本学は、研究者の研究倫理に反する行為に対しては、適切な措置を講じるものとする。

- 4 研究倫理について、本規範の適切な運用を図るために、昭和音楽大学・昭和音楽大学短期大学部研究倫理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 5 委員会に関する規程は別に定める。

- 6 人間を直接対象とする研究に関わる規程は別に定める。

- 7 研究成果の取扱い等に関する規程は別に定める。

(事務担当)

第12条 この規範の運用にあたっての事務担当は、総務部総務課とする。

(改廃)

第13条 この規範の改廃は、学園運営委員会の議を経て、学長が行う。

附則 この規範は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 この規範の施行に伴い、昭和音楽大学研究倫理規範は廃止する。

附則 この規範は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規範は、平成27年9月1日から施行する。

附則 この規範は、平成30年9月1日から施行する。

附則 この規範は、2022（令和4）年6月1日から施行する。

附則 この規範は、2025（令和7）年4月1日から施行する。